

令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I. 組織関係

会 員 数 (令和7年12月31日現在)

令和7年度会員数 448社、加入率 39.5% (管内法人数 1,134社) 前年比 ▲0.6%

令和6年度会員数 454社、加入率 40.1% (管内法人数 1,132社)

※全道会員数 (R7) 30,578社、加入率 25.5% (道内法人数 120,058社)

(R6) 31,031社、加入率 26.1% (道内法人数 118,937社)

II. 表彰関係

全法連功労者表彰 理事 吉田素子氏 (女性部会) 【単位会役員功労者表彰】

道法連功労者表彰 理事 都 亮一氏 (下川支部) 【単位会役員功労者表彰】

III. 事業・大会・会議等の実施参加

(1) 税知識の普及を目的とする事業【公1】

①税務研修会

- ・会員をはじめ企業や市民に、税への理解を深め正しい税知識を身につけてもらうことを目的に実施。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
4/23	名寄市	9名(0)	「国税・地方税のキャッシュ納付について」 講師：山本 聖 氏	風連
5/8	下川町	6名(0)	「源泉所得税の改正点について」 講師：加野 良明 氏	下川
6/16	中川町	10名(0)	「源泉所得税の改正点について」 講師：加野 良明 氏	中川
7/30	下川町	9名(0)	「相続税及び贈与税について」 講師：加野 良明 氏	下川
11/19	名寄市	15名(8)	「税あれこれ」 講師：谷口 望 氏	女性
11/12	士別市	14名(0)	「税を考える週間について」 講師：谷口 望 氏	士別
12/11	士別市	24名(0)	「税制改正と年末調整」 講師：加野 良明 氏	士別
1/26	名寄市	22名(9)	「令和7年分税制改正のポイントと確定申告」 講師：加藤 一博 氏	名寄
2/5	和寒町	15名(0)	「企業版ふるさと納税について」 「法人税・所得税 各種節税について」 講師：神田 将吾 氏	和寒

②租税教育事業

- ・小中学生を対象に、税の仕組み等を理解してもらうために実施。(関連本等も配布)

日時	場所	内 容	支部・部会
5/26	名寄市	租税教室 (名寄東小学校)	青年
8/28	名寄市	租税教室 (名寄南小学校)	女性

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業【公1】

①税の広報活動

- ・ラジオCM(税を考える週間)や税のパンフレットなどを配布し市民へ税情報を発信。

日時	場所	内 容	支部・部会
10 月	管内	おもしろ税金クイズ	本部
11/1	剣淵町	税を考える週間啓発活動（啓発資材配布）	剣淵
11/28	下川町	税を考える週間絵画展	下川
2 月	士別市	確定申告啓発広告	士別

②税に関する絵はがきコンクール

- ・小学生高学年の部と一般の部による、税に関する絵はがきコンクールを募集。

日時	場所	内 容	支部・部会
8～9 月	名寄市 他	名寄市内児童センター等へ配布、各支部窓口に設置・配布 800 枚配布（応募数 30 枚） ※小学生高学年の部 9 枚	女性

③広報誌・ホームページによる税情報の発信

- ・ホームページや啓発用小冊子などを配布し会員をはじめ企業や市民へ税情報を周知。

日時	場所	内 容	支部・部会
11 月	名寄市	年末調整のしかた	本会
随時	全域	税のしるべ、税の小冊子、HP 掲載	本会・8 支部

（３）税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業【公１・他１】

①税制改正に関する提言及び要望活動への参加

- ・税制に関する意見要望を、全法連・道法連へ上申する。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
10/3	旭川市	25 名	第 62 回税制改正提言全道大会旭川大会	8 支部

②全国及び北海道法人会青年の集いへの参加

- ・青年経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
8/29	小樽市	4 名	第 33 回青年の集い小樽大会	青年

③北海道法人会女性部会全道大会への参加（令和 7 年度は全国大会が北海道開催のためスキップ）

- ・女性経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
9/18	札幌市	3 名	第 19 回法人会全国女性フォーラム	女性

（４）地域企業の健全な発展に資する事業【公 2】

①経済、経営、環境、健康問題等に関する研修会

- ・会員をはじめ企業や市民を対象に、経済・経営などをテーマとした講演会等を開催。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
7/25	名寄市	9 名 (0)	「年収の壁昇給の壁対策セミナー」 講師：関本 誠 氏	名寄
7/29	士別市	7 名 (4)	「知っておきたい政府支援施策 解説セミナー」 講師：河合 正尚 氏	士別
8/19	名寄市	5 名 (0)	「育成就労制度の概要と 外国人採用までの流れと注意点」 講師：池田 有美 氏	名寄

8/26	士別市	5名(2)	「業務効率化・デジタル化 最初の一步」 講師：大谷 尚子 氏	士別
9/24	士別市	10名(2)	「IT ツールによるデジタル化推進セミナー」 講師：田中 芳野 氏	士別
9/30	名寄市	4名(0)	「販路拡大・集客・売上アップにつながる SNS 活用セミナー」 講師：加藤 あい 氏	名寄
10/7	名寄市	6名(0)	「経営力強化に向けた生成 AI 活用セミナー」 講師：神村 和政 氏	名寄
10/21	名寄市	8名(0)	「IT ツール (Canva 等) による デジタル化推進セミナー」 講師：田中 芳野 氏	名寄
10/24	剣淵町	2名(0)	「DX 講習会～DX/Web マーケティングの概要、 Google マップを使った実践～」 講師：岩間 翠 氏	剣淵
10/28	士別市	18名(6)	「年収の壁と年末調整の留意点」 講師：星 叡 氏	士別
11/19	名寄市	15名(8)	「食でつながる地域のチカラ ～地元の味が未来をつくる～」 講師：石田 雅子 氏	女性
11/28	名寄市	5名(0)	「ChatGPT などの生成 AI をビジネス活用した DX 売上 UP セミナー (基本編)」 講師：横田 秀琳 氏	名寄
12/15	士別市	6名(5)	「経営者の為の事業継続力強化セミナー」 講師：中村 郁雄 氏	士別
1/28	名寄市	4名(0)	「Google の無料アプリから始める DX 最初の一步」 講師：大谷 尚子 氏	名寄
1/30	名寄市	89名(48)	新春特別講演会 「北海道の未来年表 ～人口減少名寄市の活路～」 講師：河合 雅司 氏	名寄・女性
2/5	名寄市	3名(0)	「脱炭素経営で経費削減！」 講師：御竿 洋子 氏	名寄
2/9	士別市	32名(6)	時局講演会 「地方経済の今～少子化対策と 企業支援から考える地域活性化策～」 講師：崔 真淑 氏	士別

(5) 会員の交流に資するための事業【他1】

①支部、部会交流会

・支部、部会の行事を通じて会員相互の情報交換と交流を目的として実施。

日時	場所	参加	内 容	備考
7/23	美深町	15名	合同レクリエーション事業	美深
7/30	士別市	28名	ゴルフ大会	士別
8/9	名寄市	20名	ゴルフ大会	中川
8/22	士別市	16名	パークゴルフ大会	士別
8/30	名寄市	15名	パークゴルフ大会	風連
9/13	剣淵町	2名	パークゴルフ大会	剣淵
1/17	剣淵町	4名	新年交礼会	美深

(6) 会員の福利厚生等に資する事業【他1】

①大同生命・AIG・アフラック・三井住友海上

- ・ 会員企業の福利厚生制度の充実と安定化のために制度の案内・周知を図る。

(7) その他本会目的を達成するために必要な事業【他1・管理】

①新規会員の加入促進

- ・ 会組織強化を目的に、公益事業を支える会員間の仲間づくりや事業参加の増加に繋げる。

②諸会議の開催等

- ・ 会組織の充実を図るために、本会・支部・部会で諸会議を開催するとともに、道法連等で開催する会議へ参加し情報交換や交流を深め連携を図る。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
4/9	下川町	6 名	役員会	下川
4/22	士別市	5 名	第 1 回幹事会	士別
4/23	名寄市	9 名	事業報告会	風連
4/30	士別市	8 名	第 1 回理事会	士別
5/8	下川町	11 名	事業報告会	下川
5/13	士別市	25 名	事業報告会	士別
5/20	札幌市	1 名	青連協定時総会	青年
5/20	剣淵町	9 名	事業報告会	剣淵
5/21	名寄市	11 名	事業報告会	女性
5/24	中川町	6 名	理事会	中川
5/28	士別市	13 名	事業報告会	青年
5/30	札幌市	1 名	女連協定時総会	女性
6/3	美深町	6 名	役員会	美深
6/6	和寒町	5 名	理事会	和寒
6/9	名寄市	27 名	第 1 回理事会	本部
6/9	名寄市	14 名	役員会	名寄
6/16	中川町	14 名	事業報告会	中川
6/18	和寒町	30 名	事業報告会	和寒
6/19	名寄市	46 名	定時総会	本部
6/24	美深町	16 名	事業報告会	美深
7/23	札幌市	1 名	事業研修委員会	本部
8/17	士別市	5 名	第 2 回幹事会	士別
10/7	士別市	5 名	第 3 回幹事会	士別
11/19	名寄市	5 名	役員会	女性
12/2	名寄市	20 名	第 2 回理事会	本部
2/17	札幌市	1 名	健康経営推進特別委員会	本部
2/26	士別市	3 名	第 4 回幹事会	士別
3/17	名寄市	7 名	役員会	風連
3/19	名寄市	28 名	第 3 回理事会	本部

③税の意見交換会

- ・ 今後の税制のあり方について税務署・関係税務団体との意見交換を行う。

日時	場所	内 容	備考
12/2	名寄市	税務協力団体合同会議 講話「税あれこれ」 講師：谷口 望 氏	本部

令和8年度税制改正に関する提言

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

世界が新型コロナウイルスの影響から脱した後、日本の社会経済も以前の情景に戻った。ただ、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことで、国と地方を合わせた長期債務残高は今年度末で1,300兆円を超え、国内総生産（GDP）の2.1倍の水準まで悪化する見通しだ。すでにコロナ禍前の段階で日本の債務残高は主要先進国の中で最悪の水準に達していたが、緊急的な財政出動を経てさらに財政事情が悪化したことに留意しなければならない。

石破茂政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針）によると、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を黒字転換する時期の目標について、昨年までは25年度としてきたが、これを25～26年度と幅を持たせて後退させた。目標年次が近づくたびに目標の先送りを繰り返している。また、政府は「経済・財政新生計画」において、2030年度まで引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退させることなく、着実な実行が求められる。

ただ、7月の参院選後には、積極財政を求める野党の議席が大きく伸びたことで財政健全化に向けた取り組みが停滞するとの見方が浮上し、長期金利が上昇（債券価格は下落）して一時、17年ぶりの高値となる1.6%に達した。今後も金利の上昇が続けば、過去の借金の利払いなどに充てる国債費も増えて財政を圧迫しかねない。実際に英国では3年前、当時のトラス首相が国債等を財源とする大規模減税を表明したことで金融市場が動揺し、債券と為替、株式がトリプル安となる「トラス・ショック」が起きた。日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないような細心の政策運営を求めたい。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税込収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

- (2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。

制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、

「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」こととしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。団塊の世代すべてが後期高齢者となり、令和6年度に約138兆円だった社会保障給付費は、高齢者人口がピークを迎える2040年には190兆円に達する見込みである。社会保障給付費が膨らむ中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」も重点化・効率化することで可能な限り抑制する取り組みが欠かせない。

社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることとしている。ただ、いずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保

障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

- （５）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

３．行政改革の徹底等

政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

水膨れが指摘されている各種の政府基金については、中長期的な政策課題などに対応するために予算計上された資金を貯めておき、複数年度にわたって支出する仕組みとしている。現在も半導体や宇宙分野などの基金には多額の予算が拠出されているが、これらの基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちである。政府は基金に計上する予算は費用の３年分を目途とし、追加する場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたって使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正な基金運用に努めるべきである。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- （１） 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- （２） 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- （３） 「第２の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- （４） 官業に対してＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

４．マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によるＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤ともなる。マイナンバーカードの保有率は令和７年７月現在で７９．２％まで高まったが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は同年６月現在で３０．６４％にとどまるなど、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言いがたいのが現状である。政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「ｅ－Ｔax」や地方税電子申告「ｅＬＴAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和７年３月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になったり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。

なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

社会保障と税、災害対策に限定していた利用範囲は、マイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。世帯間の公平性を確保する観点からも、そうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。

さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の創出に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

新型コロナウイルス禍の影響から脱し、日本経済は正常化に向けて歩み始めているが、地域経済と雇用を支える役割を担う中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。全国的に人手不足が深刻化する中で着実な賃上げを求められており、今年の春闘の中小企業における賃上げ率は昨年を上回った。最低賃金もここ数年、大幅に引き上げられる傾向が続いている。すでに中小企業の労働分配率は大企業に比べて相当高い水準に達しており、政府が目標に掲げるような物価上昇を上回る賃上げを継続し、賃上げ原資を確保するためには生産性の向上などに資する政策的な支援に加え、原材料費や光熱費、そして人件費を含めたコストの適正な価格転嫁を促すなど、取引環境の整備が不可欠である。

先の通常国会では約20年ぶりに下請法が抜本的に改正され、来年1月から「中小受託取引適正化法」が施行される。改正法では発注事業者が取引先の下請け企業と協議せず、一方的にコストを無視した取引価格を決めることが禁止された。これまでも低い対価を押しつける「買いたたき行為」は禁じられていたが、その実効性をさらに高める狙いがある。改正法の趣旨を徹底するためには、公正取引委員会や中小企業庁など当局が連携し、取引状況などを厳しく監視することが必要である。中小企業の資金繰りを圧迫する要因ともなっていた約束手形による支払いも禁止された。政府は26年に約束手形の廃止を目指しており、適切な運用が求められる。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

（1）法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してどのような影響を与えるかを慎重に見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

（2）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例１５％を本則化すべきである。また、昭和５６年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて１，６００万円程度に引き上げること。

（３）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、得価額要件を３０万円未満から５０万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和８年３月末日となっている適用期限を延長すること。
- ③ なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

（４）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和８年３月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

（５）償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

（６）中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業にＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）推進を促す支援を求める。

２．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

（１）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを前提に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、あくまで納税を猶予（先延ばし）するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を

軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は（２）取引相場のない株式の評価（３）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

（２）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

（３）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成３０年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、１０年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限（令和８年３月末日）と特例制度の適用期限（令和９年１２月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

３．消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

（１）インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

（２）免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、８０％控除可能となる措置が令和８年９月末日まで（令和８年１０月１日から３年間は５０％控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、８０％控除できる期間を当面の間、延長すること。

（３）また、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（２割特例）について、適用期限は令和８年９月末日までとなっているが、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

（４）消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ．地方のあり方

総務省が発表した令和６年１０月時点の人口推計によれば、我が国の総人口は１億２，３８０万２千人と

前年に比べて55万人減り、14年連続で減少を記録している。しかし、都道府県別の人口動向を見ると、コロナ禍の影響を脱した東京都の人口は、他地域からの人口流入によって3年連続で増加して約1,417万人となった。都道府県単位で前年よりも人口が増えたのは東京都と埼玉県だけにとどまり、地方を中心に人口減少が進んでいるのが現状である。

本格的な人口減少社会に突入する我が国では、地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。こうした中では周辺の自治体が広域連合を形成し、インフラの共同管理や補修に取り組むなど、これまでの自治体単位の仕組みにとらわれない地方社会の構築が問われよう。同時に国と地方の役割分担も見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要がある。

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えべきである。

- (1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2.0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

- (3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対して実効性のある措置を講じるよう求める。

また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

日本は災害立国であり、近い将来には南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも予想されている。そうした災害で中小企業が長期にわたって事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人

の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国など世界共通の重要な課題であるが、その費用負担についても冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンプライシング導入の政策効果のほか、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に提供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。